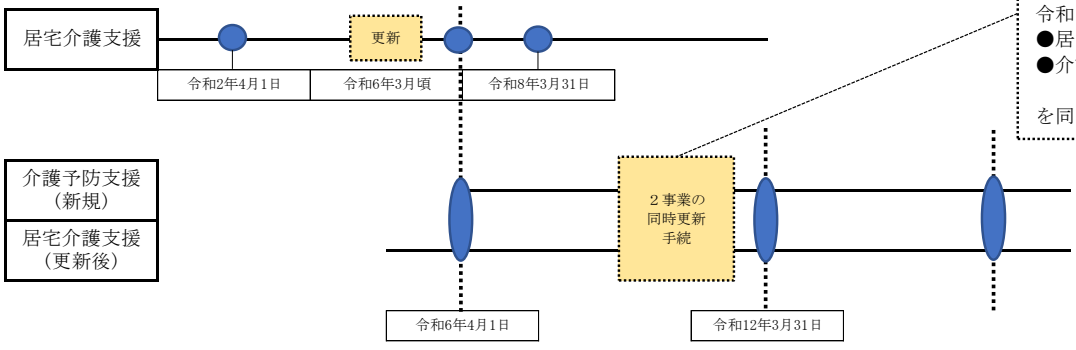


●指定の有効期間の定めに関する弾力的な運用例

～居宅介護支援の指定有効期間が令和2年4月1日から令和8年3月31日までの場合～

通常、指定期間末あたり(令和8年1～2月頃)で更新手続きを行うこととなるが、更新手続きの時期を期間末に限定しているわけではない。

令和6年3月頃に
●居宅介護支援の指定更新申請
●介護予防支援の指定新規申請
を同時に行うことにより、両者の指定期間を一致させることが可能。



●契約手続きの運用

事業対象者	利用するサービスの種類	計画費の種類	～令和6年3月31日	令和6年4月1日以降
			計画作成担当	計画作成担当
要支援1・2	総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント費	地域包括支援センター (委託を受けた)居宅介護支援事業所	地域包括支援センター (委託を受けた)居宅介護支援事業所
	総合事業 + 介護予防給付 (訪問看護、福祉用具等)			

総合事業のサービスのみの利用は介護予防ケアマネジメント業務のため、これまでどおり地域包括支援センターが実施

令和6年4月1日以降は介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が介護予防支援の提供が可能

【問題点・現況】

- ・被保険者の利用するサービスの種類により「介護予防ケアマネジメント」と「介護予防支援」の間に異動が発生し、混乱を招く可能性がある
- ・令和6年3月31日までは地域包括支援センターによる契約で介護予防支援の提供が可能であったが、同年4月1日から新たに介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所も提供可能となるため、サービスの利用状況に応じて支援を提供する事業所が変動する。
- ・浦添市地域包括支援センターでは、介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の提供に関する契約書が一体化され運用されている。

【対応】

(対応例1)…推奨

- ・令和6年4月1日以降に「居宅介護支援の指定を受けた介護予防支援事業者」が利用者と介護予防支援の提供に関する新たな契約。
- ・ただ、介護予防支援の提供を複数事業所から受けることは想定されないため、同支援に関する地域包括支援センターとの契約は書面にて解除する必要がある。(解除日は新事業所との介護予防支援提供に関する契約日以降)
- ・介護予防ケアマネジメントについての契約は解除とならないため、地域包括支援センターより継続してサービスを受けることが可能。

(対応例2)

- ・「地域包括支援センターの設置者が指定を受けた介護予防支援事業所」が締結した契約を令和6年4月1日付けで解除し、同日付けで「利用者」「地域包括支援センター」「介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所」の三者による契約を行うことも可能。(契約書は3通作成すること)